

事例 12 小田急電鉄(株)による(株)ヒューマンックホールディングスの株式取得

第1 本件の概要

本件は、旅館・ホテル業を営む会社の最終親会社である小田急電鉄株式会社（法人番号1011001005060）（以下、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「小田急グループ」という。）が、労働者派遣業及び有料職業紹介業を営む会社の最終親会社である株式会社ヒューマンックホールディングス（法人番号6010401116875）（以下、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「ヒューマンックグループ」という。）また、小田急グループとヒューマンックグループを併せて「当事会社グループ」という。）の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第2 一定の取引分野

1 役務の概要

(1) 労働者派遣業

労働者派遣業とは、自らが雇用する労働者を、その雇用関係の下に他社（以下「派遣先事業者」という。）に派遣¹し、派遣先事業者の指揮命令を受けて、その派遣先事業者のために労働に従事させる事業をいう。労働者派遣業者は、派遣先事業者から派遣料金を収受している。

労働者派遣業者には、あらゆる職種やニーズに対応するいわゆる総合型の労働者派遣業者²が存在する一方、特定の業界や職種に特化したいわゆる特化型の労働者派遣業者³が存在する。特化型の労働者派遣業者は、特定の業界について、大手企業からベンチャー企業、中小企業まで幅広い事業者からの求人情報を保有している。ヒューマンックグループは、全国の観光地に所在する旅館・ホテル、テーマパーク、スキー場等の運営業者（以下「観光関連施設業者」という。）向けに特化して労働者派遣業を営んでおり、特化型の労働者派遣業者に該当する。

¹ 労働者の派遣の形態には、登録型派遣（派遣による労働を希望する労働者があらかじめ労働者派遣業者に登録しておき、派遣時に一定の期間を定めて労働者派遣業者が当該労働者を雇用する形態）と常用型派遣（労働者派遣業者が労働者を常用雇用する形態）があり、ヒューマンックグループは主に登録型派遣による労働者派遣業を営んでいる。

² 総合型の労働者派遣業者は、後述の特化型の労働者派遣業者をグループ会社として抱えていることも多い。

³ 高度な専門知識や国家資格が必要な職種や、業務内容に特色のある業界を対象とする労働者派遣で、特化型の労働者派遣業者が多く存在する。例えば、前者であればエンジニアに特化した労働者派遣業者や薬剤師に特化した労働者派遣業者、後者であれば広告業界やアパレル業界に特化した労働者派遣業者がある。

(2) 有料職業紹介業

有料職業紹介業とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者（以下「紹介先事業者」という。）と求職中の労働者との間の雇用関係の成立をあっせんする事業のうち、手数料又は報酬を受けて行う事業をいう。有料職業紹介業者へ職業紹介の申込みをした労働者は、紹介候補者として有料職業紹介業者に登録され、紹介先事業者と労働者の双方が希望する就労条件が合致すれば、有料職業紹介業者は当該労働者を紹介先事業者へ紹介し、面接等を経て両者の間に雇用に係る合意が成立すれば雇用関係が発生する。有料職業紹介業者は、雇用関係の成立に至った労働者を紹介した対価として紹介先事業者から手数料を収受している。

労働者派遣業と同様、ヒューマンックグループは、全国の観光関連施設業者向けに特化して、有料職業紹介業を営んでいる。

(3) 旅館・ホテル業

旅館・ホテルは、出張中のビジネスパーソンや観光目的の旅行者などのための宿泊施設であり、提供するサービスの内容によって、宿泊に加え、レストラン、宴会、ウェディング等のサービスを提供する「フルサービスホテル」、宿泊に特化した「リミテッドサービスホテル」及び、客室の構造や設備が和式の宿泊施設である「旅館」に分類される。

小田急グループはフルサービスホテル、リミテッドサービスホテル及び旅館を運営している。

2 役務範囲

(1) 労働者派遣業と有料職業紹介業

労働者派遣業と有料職業紹介業は、事業者が必要とする労働者を手配するという点で類似する。しかしながら、労働者派遣業は、同業を利用する派遣先事業者が派遣された労働者との雇用関係を持たないのに対し、有料職業紹介業は、同事業を利用する紹介先事業者が労働者と雇用関係を持つことになる。通常、事業者が人材を確保する際にどちらの形態を希望するかは明確に分かれていることから、労働者派遣業と有料職業紹介業との間の需要の代替性は限定的である。また、労働者派遣業と有料職業紹介業とでは、取得すべき事業上の許可や、雇用関係の有無等に基づく運営のノウハウに違いがあるため、両者の間の供給の代替性は限定的である。

したがって、労働者派遣業と有料職業紹介業とは、別の役務範囲を構成するものとして、以下検討を行う。

なお、事業者が不足する労働力を補完するための方法として、事業や業務の一部を外部に委託する請負業（アウトソーシング）の利用がある。請負業には労働者が業務の発注者による指揮・命令を受けないという特徴がある。また、請負の対象は、細か

な作業単位の業務から、特定の部門が行う一連の業務まで様々である。そのため、事業者は、労働者に対する指揮命令の可否や業務の処理に係る法的責任をいずれが負うかという点の違いや、外部のリソースを活用する業務範囲などを考慮しながら、労働者派遣業又は有料職業紹介業と請負業のいずれを利用するかを選択している。以上から、本件においては、労働者派遣業又は有料職業紹介業と請負業は別の役務範囲を構成するものとして、以下検討する。

(2) 観光関連施設業向け労働者派遣業

観光関連施設業者は、海水浴シーズンやスキーシーズンといった繁忙期のみ人員を補充したい、都市部から離れた地域での勤務に対応できる人材を確保したいなど、労働者の確保に関し特有のニーズを有している。観光関連施設業向け以外の労働者派遣業（以下「その他の労働者派遣業」という。）であっても、登録された労働者の中に当該ニーズに適した人材が存在すれば、当該人材を観光関連施設業者に派遣することは可能だが、観光関連施設業者は、自らのニーズに適した人材の確保のしやすさという観点から、その他の労働者派遣業者ではなく、観光関連施設業向け労働者派遣業者を利用するのが一般的である。このような事情から、観光関連施設業向け労働者派遣業と、その他の労働者派遣業との間の需要の代替性は限定的である。

また、労働者派遣業者は、自社のウェブサイトや求人情報誌等を通じて労働者を募集し、派遣可能な労働者を登録して確保しておくが、観光関連施設業での就労を希望する労働者の側からすると、観光関連施設業向けの派遣実績が豊富で、勤務先又はその近辺の施設に宿泊しながら（いわゆる「住み込み」での）勤務が可能な求人情報を多く有している労働者派遣業者を利用した方が、給与、勤務地、勤務時間等の就労条件が自らの希望により適した派遣先事業者が見つかる可能性が高い。そのため、観光関連施設業での就労を希望する労働者は、観光関連施設業向け労働者派遣業者へ登録する傾向にある。このような事情から、その他の労働者派遣業者が、観光関連施設業に特有のニーズに適した労働者を確保し、観光関連施設業向けに労働者を派遣する体制を整えることは容易ではなく、また、観光関連施設業向け労働者派遣業者が、その他の労働者派遣業を営む体制を整えることも、同様に容易ではない。したがって、観光関連施設業向けの労働者派遣業とその他の労働者派遣業との間の供給の代替性は限定的である。

以上から、「観光関連施設業向け労働者派遣業」を役務範囲として画定した。

(3) 観光関連施設業向け有料職業紹介業

観光関連施設業向け有料職業紹介業と観光関連施設業向け以外の有料職業紹介業（以下「その他の有料職業紹介業」という。）との間の代替性については、労働者派遣業について前記(2)で述べたところと同様の事情が該当し、両者の間の需要の代替

性及び供給の代替性はいずれも限定的である。

以上から、「観光関連施設業向け有料職業紹介業」を役務範囲として画定した。

(4) 旅館・ホテル業

一般的に、いわゆるビジネスホテル等のリミテッドサービスホテルの需要者は、宿泊のみ又は宿泊と軽食のみを求めて選択する傾向にある一方、フルサービスホテルの需要者は、宿泊に加え、レストラン、宴会、ウェディング等のサービスを利用し、これらの利用に際し、リミテッドサービスホテルに比して高額な料金の対価として、質の高い非日常的な空間、体験等を求める傾向にある。旅館においては、宿泊とは別に食事のみのサービスは通常提供していないが、宿泊客に対しては、宿泊に加えて趣向を凝らした食事を提供するのが一般的であり、これらのサービスの利用を含め館内でくつろいで過ごすことを目的とした需要者がこれを選択する傾向にある。需要者は、宿泊施設を選択するに当たり、宿泊の目的、個人の嗜好等に応じて、上記各分類の旅館・ホテルを使い分けていることから、これらの旅館・ホテルの間の需要の代替性は限定的である。

また、上記各分類の旅館・ホテルは、設備面で大きな違いがある上、運営のノウハウにも違いがあるため、これらの旅館・ホテルの間の供給の代替性は限定的である。

以上から、「フルサービスホテル業」、「リミテッドサービスホテル業」及び「旅館業」を役務範囲として画定した。

3 地理的範囲

(1) 観光関連施設業向け労働者派遣業

労働者派遣業者は、必要な事業上の許可を取得した上で、求人情報の募集、派遣する労働者の労務管理、派遣先事業者との連絡・折衝等を行うための事業所を設置しており、その他の労働者派遣業者においては、一つの都道府県内に複数の営業所を設置することもある。この点、観光関連施設業向け労働者派遣業者においては、大都市のみに数か所の事業所を設置して事業を行うことが多く、一部の事業者にあっては、支店としての事業所を設置せず、必要な業務を全て本社で行っている。また、観光関連施設業向け労働者派遣業を利用する労働者は基本的に住み込みでの就業が可能であるほか、観光関連施設業向け労働者派遣業者は求人情報の募集や労働者の登録をウェブサイト上でも受け付けており、派遣に先立って行う労働者との面接も、遠方のために事業所まで出向けない労働者については電話やインターネット回線を利用したテレビ電話で対応している。これらのことから、観光関連施設業向け労働者派遣業者が日本全国を対象に事業を行うに当たって、限られた範囲の地域ごとに事業所を設置する必要性は認められない。

以上から、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(2) 観光関連施設業向け有料職業紹介業

観光関連施設業向け有料職業紹介業の地理的範囲については、労働者派遣業について前記(1)で述べたところと同様の事情が該当することから、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

(3) フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業

旅館・ホテル業の需要者は、通常、旅行等の目的地（観光地、用務地等）に応じて、市区町村単位で利用する旅館・ホテルを選択している。

以上から、フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業のいずれについても、「各市区町村」として地理的範囲を画定することとし、本件では、小田急グループが旅館・ホテル業を営む複数の市区町（以下「本件市区町」という。）について検討を行った。

第3 本件行為が競争に与える影響

小田急グループは旅館・ホテル業を営んでおり、同業において必要な人材を確保するためには、観光関連施設業向け労働者派遣業及び観光関連施設業向け有料職業紹介業を利用し得ることから、本件は、観光関連施設向け労働者派遣業及び観光関連施設向け有料職業紹介業を川上市場、フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業を川下市場とする垂直型企業結合に該当する。

1 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

(1) 川上市場

ア 観光関連施設業向け労働者派遣業

観光関連施設業向け労働者派遣業に関する当事会社グループおよび競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約3,300、当事会社グループの市場シェアは約45%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

有力な競争事業者として、市場シェア約35%のA社、約10%のB社及びC社が存在する。

【平成29年における観光関連施設業向け労働者派遣業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ヒューマニックグループ	約45%
2	A社	約35%
3	B社	約10%
4	C社	約10%
合計		100%

イ 観光関連施設業向け有料職業紹介業

観光関連施設業向け有料職業紹介業については、正確な市場シェアは不明であるため、垂直型企业結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして検討する。

なお、前記アの表に記載の競争事業者は、いずれも観光関連施設業向け有料職業紹介業を営んでいる。

(2) 川下市場

本件市区町におけるフルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業、それぞれの市場シェアは不明であるため、垂直型企业結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして、以下検討する。

2 観光関連施設業向け労働者派遣又は観光関連施設業向け有料職業紹介の提供の拒否等

ヒューマニックグループが、小田急グループの競争事業者に対して、観光関連施設業向け労働者派遣又は観光関連施設業向け有料職業紹介の提供の拒否又は小田急グループとの取引と比較して不利な条件での取引（以下、この行為を「供給拒否等」という。）を行うことにより、フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する。

なお、観光関連施設業向け労働者派遣業と観光関連施設業向け有料職業紹介業とで、判断要素に違いが無いことから、以下では観光関連施設業向け労働者派遣業について記載する。

観光関連施設業向け労働者派遣業については、有力な競争事業者が複数存在しており、仮にヒューマニックグループが本件市区町において、小田急グループ以外のフルサービスホテル業者、リミテッドサービスホテル業者又は旅館業者への供給拒否等を行ったとしても、小田急グループ以外のフルサービスホテル業者、リミテッドサービスホテル業者又は旅館業者は、これらの競争事業者と取引を行うことができる。したがって、ヒューマニックグループは、投入物閉鎖を行う能力を有していないと考えられること

から、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

なお、ヒューマンックグループが、供給拒否等を行わず、本件行為後も小田急グループの競争事業者への観光関連施設業向け労働者派遣の提供を継続することで、小田急グループがヒューマンックグループを通じて、競争事業者がこれら役務の提供を受ける際の価格情報を入手できることとなり得る。しかしながら、これら役務の利用に係るコストは、フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業の運営コスト全体のごく一部にすぎないため、小田急グループがヒューマンックグループを通じて、競争事業者がこれら役務の提供を受ける際の価格情報を入手できたとしても、競争事業者の運営コストを把握することは困難であることから、ヒューマンックグループと競争事業者との間で、互いの行動を高い確度で予測することは容易にならないと考えられる。したがって、当事会社グループ及び競争事業者との協調的行動によっても、フルサービスホテル業、リミテッドサービスホテル業及び旅館業における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

3 観光関連施設業向け労働者派遣業又は観光関連施設業向け有料職業紹介業の利用の拒否等

小田急グループが、ヒューマンックグループの競争事業者に対して、観光関連施設業向け労働者派遣又は観光関連施設業向け有料職業紹介の利用の拒否又はヒューマンックグループとの取引と比較して不利な条件での取引（以下、この行為を「利用拒否等」という。）を行うことにより、観光関連施設業向け労働者派遣又は観光関連施設業向け有料職業紹介の各市場において市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性について検討する。

なお、観光関連施設業向け労働者派遣業と観光関連施設業向け有料職業紹介業とで、判断要素に違いが無いことから、以下では観光関連施設業向け労働者派遣業について記載する。

小田急グループが運営する旅館・ホテルは本件市区町に所在するが、日本国内には本件市区町以外にも多数の観光地があり、それぞれに旅館・ホテルを含め多数の観光関連施設が存在している。そのため、観光関連施設業向け労働者派遣業の日本全国の需要に占める小田急グループの需要はごく一部にとどまることから、仮に利用拒否等が行われたとしても、ヒューマンックグループ以外の観光関連施設業向け労働者派遣業者は、小田急グループ以外の観光関連施設業者と取引を行うことができる。したがって、小田急グループは顧客閉鎖を行う能力を有していないと考えられることから、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

なお、小田急グループが、利用拒否等を行わず、本件行為後もヒューマンックグループの競争事業者の利用を継続することで、ヒューマンックグループが小田急グループを通じて、競争事業者が小田急グループに観光関連施設業向け労働者派遣を提供する

際の価格情報を入手できることとなり得る。しかしながら、これら役務を提供する際の価格は、派遣先の意向や勤務条件（職種、勤務地、勤務期間・時間等）を勘案して個別に決定されるため、ヒューマニックグループが小田急グループを通じて競争事業者の小田急グループ向けの価格情報を入手できたとしても、小田急グループ以外の派遣先事業者に対する価格情報を予測することは困難であることから、ヒューマニックグループと競争事業者との間で、互いの行動を高い確度で予測することが容易にならないと考えられる。したがって、当事会社グループ及び競争事業者との協調的行動によっても、観光関連施設業向け労働者派遣業における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。